

議案第 6 7 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律(平成 2 5 年法律第 3 号)が平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成 2 5 年政令第 1 7 3 号)が平成 2 5 年 6 月 1 2 日に公布されたことにより、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第8項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「法附則第35条の2第6項の株式等」を「法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改める。

附則第9項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第10項及び第11項を削り、附則第12項を附則第10項とする。

附則第13項を削る。

附則第14項を附則第11項とし、附則第15項を附則第12項とする。

附則第16項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第17項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成２９年１月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 1～4 略 (上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得等</u>を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」とする。 6・7 略 (<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>法附則第35条の2第5項の一般株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、	附 則 1～4 略 (上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得</u>を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」とする。 6・7 略 (株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>法附則第35条の2第6項の株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>法附則第35条の2第6項に規定する株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、

新	旧
と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」とする。 <u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> 9 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u>	同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」とする。 <u>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> 9 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第5項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。</u> 10 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第8項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。</u> <u>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の</u>

新	旧
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>1 0</u> 略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>1 1</u> 略 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>1 2</u> 略 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>1 3</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の	<u>繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> <u>1 1</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第13項の規定の適用を受ける場合における第8項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>1 2</u> 略 <u>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> <u>1 3</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>1 4</u> 略 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>1 5</u> 略 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>1 6</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の

新	旧
被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る<u>利子所得、配当所得及び雑所得</u>を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る<u>配当所得</u>を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u> 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第6項（附則第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第6項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「<u>租税特別措置法</u>」とする。

改正要旨

1 改正の目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、金融所得課税の一体化等の見直し等の必要の整備を図る必要があるため改正するものです。

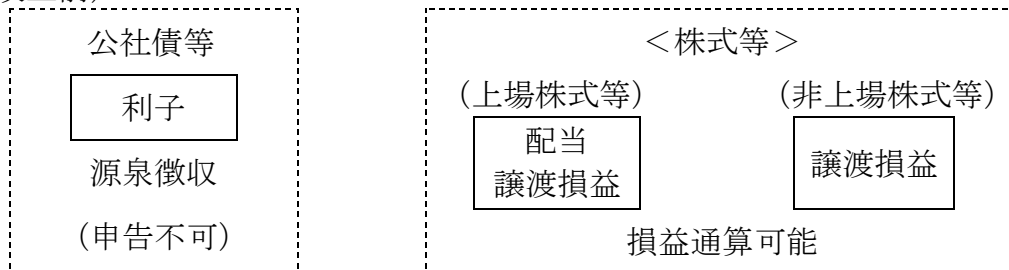
2 改正の概要

附則第5項、附則第8項、附則第9項、附則第16項関係（金融所得課税の一体化）

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度としました。また、公社債等を特定公社債等とそれ以外の一般公社債等に区分した上で、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税及び一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組し、損益通算できる範囲を公社債等にまで拡大して、公社債等の譲渡所得等の非課税制度は撤廃しました。

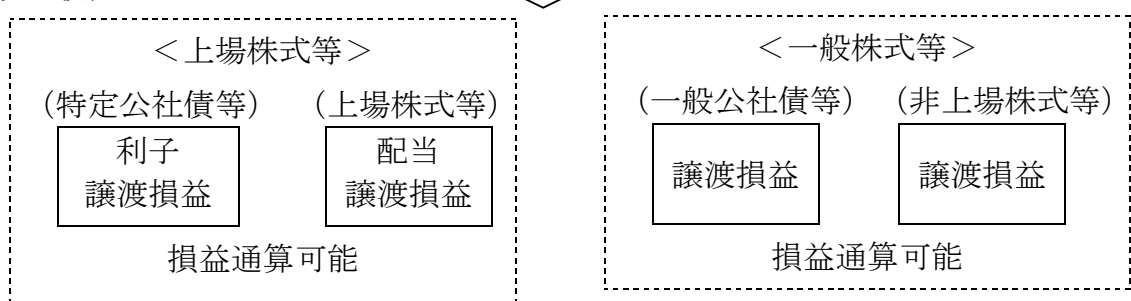
<金融・証券税制の概要>

(改正前)



※公社債等の譲渡益は非課税

(改正後)



※特定公社債は国債、地方債等

3 施行期日

平成29年1月1日から施行します。